

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項に基づいて、平成29年1月19日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分のうち、請求人の視覚障害（以下「本件障害」という。）にかかる身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を4級と認定とした部分（以下「本件処分」という。）を不服として、より上位の等級への変更を求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件障害はより上位の等級に相当するものであるとして、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

病院にて検査の結果、オレンジ色の光点が見えたとの理由で4級と判断いただいたのですが、実際は（治療で）網膜がレーザー光線によって焼かれており、映像としては見えません。具体的には、

交通信号、バス、駅での行先表示が見えず、電車ホームやバスの乗り降りが全盲に近い状態で不自由しており、バス乗降の際に2度転倒致しました。糖尿病のため、定期的に通院しております。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 5月17日	諮問
平成29年 6月27日	審議（第10回第2部会）
平成29年 7月21日	審議（第11回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級まで（視覚障害については1級から6級まで）の障害の級別（障害

等級) が定められている。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日福心福調第468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。

したがって、診断書の記載内容全般を基にした処分庁の判断に違法又は不当な点がないければ、手帳の交付処分に取消・変更理由があるとはできないものである。

- 2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

- (1) 本件診断書によれば、本件障害の障害名は「視力障害・視野障害」とされている（別紙1・I・①）。

等級表は、本件障害に係る視覚障害の障害程度等級について、以下のとおり定めている。

級 別	視 覚 障 害
1 級	両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったもの

	をいう。以下同じ。) の和が0.01以下のもの
2 級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの
3 級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの
4 級	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
5 級	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
6 級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を越えるもの

また、認定基準7条は、二つ以上の障害が重複する場合の障害程度等級について、重複する障害の合計指数に応じて、以下左表により認定することとし、また、合計指数は以下右表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものととしている。

合計指数	認定等級	障害等級	指数
18以上	1 級	1 級	18
11～17	2 級	2 級	11
7～10	3 級	3 級	7
4～6	4 級	4 級	4
2～3	5 級	5 級	2
1	6 級	6 級	1
		7 級	0.5

そして、等級表解説は、視覚障害の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2「等級表解説(抄)」のとおりと

している。

(2) 本件障害の障害程度等級について

ア 視力障害について

本件診断書の「視覚障害の状況及び所見」の「視力」の欄（別紙1・Ⅱ・1）には「右 0.01 (n.c.)」、「左 0.06 (0.08×-0.50D Cyl -1.25D Ax 95°)」と記載されている（これは、右目の裸眼視力は0.01、矯正視力は矯正不能、左目の裸眼視力は0.06、矯正視力は0.08（近視、球面度数0.50D。乱視度数は近視性1.25D、乱視軸は95°）であることを意味する。）。

等級表における視力は、矯正視力について測ったものをいい（上記(1)等級表参照）、本件診断書の上記記載によれば、請求人の両眼の視力（右眼は0.01、左眼は矯正後の視力0.08による。）の和は「0.09」となることから、等級表及び等級表解説に照らして、処分庁が請求人の視力障害を「両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの（4級）」（指数4）に該当すると判断したのは、相当である。

イ 視野障害について

本件診断書の「視覚障害の状況及び所見」の「視野」の欄（別紙1・Ⅱ・2）では、求心性視野狭窄は「無」とされていることから、請求人に求心性視野狭窄は認められない。

また、右眼については視野図に記入がなく、「右) I/4eなし」（計測不能を意味する。）とのみ記載され、左眼については視野図の30度の範囲内に視野の残存の図示が記入されている外、「左) 30°以内」との記載があることから、請求人の左眼の視野は30度以内であると認められる。

以上から、等級表及び等級表解説に照らして、処分庁が請求人の視野障害を「両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの（4級）」には至っておらず、「両眼による視野の2分の1

以上が欠けているもの（５級）」（指数２）に該当すると判断したのは相当である。

#### ウ 総合等級

請求人の本件障害の障害程度については、認定基準７条により各々の障害の該当する等級の指数が合計され、上記ア及びイにより、視力障害４級（指数４）＋視野障害５級（指数２）＝総合等級４級（合計指数６）となることから、障害等級４級と認定するのが相当である。

- (3) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「視力障害（４級）」、「視野障害（５級）」として、「障害等級４級」と認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 3 上記以外の違法性又は不当性の検討について

請求人は、検査では見えたとは診断されても、実際は映像として認識できないために、公共交通機関の利用に際して転倒するなど、通院にも支障をきたしていると主張する（第３）。

しかし、請求人が視覚障害による外出時の不自由等を感じているとしても、前記１(2)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、「視力障害（４級）、視野障害（５級）、総合等級（４級）」と認定することが相当であることは前記２記載のとおりであるから、請求人の主張を本件処分の変更理由として採用することはできない。

その他にも、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び2(略)